

**電子見積合せにおいて産業廃棄物が発生する工事
(予定価格250万円以下の工事)の場合**

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「JWNET」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）への加入・登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

第2条 受注者は、電子マニフェストを使用した産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（JWセンターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分量の優良認定を受けたことを証する許可証）の写しを発注者に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを発注者に提出すること。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を書面（様式自由）で発注者に報告すること。

第3条 以下に掲げる理由により電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理を迅速に行うことが困難な場合に限り、第1条にかかわらず、紙マニフェストの交付により行うことができる。

- (1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、電子マニフェストが利用できないとき
- (2) 設計図書や仕様書で処分が明示された種類の産業廃棄物以外の産業廃棄物が発生した場合に、電子マニフェストが利用できないとき

第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を「紙マニフェストの交付に関する承諾願（様式1）」により協議し、発注者の承諾を事前に得て行うものとする。

また、報告した内容に変更が生じる場合においても同様の取扱いとする。

第5条 前条の規定により、発注者の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物

**電子見積合せにおいて産業廃棄物が発生する工事
(予定価格250万円以下の工事)の場合**

の処理を行った場合、第3条に規定する理由が止んだときは、電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨を「電子マニフェスト再開の報告書(様式2)」で発注者に遅滞なく報告を行うものとする。

第6条 第4条による発注者の承諾を事前に得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物を処理した場合は、遅滞なく「紙マニフェストの交付に関する顛末書(様式3)」により、報告しなければならない。

第7条 受注者は、工事完成前に、処理実績と産業廃棄物処理にあたって交付した全ての電子マニフェスト又は紙マニフェストの照合確認を行い、「廃棄物管理票報告書(様式4)」及び「廃棄物管理票一覧表(表-1~4)」を作成し、電子マニフェストの場合は受渡確認票(紙マニフェストの場合はその写し)とともに発注者に提出しなければならない。

第8条 産業廃棄物の処理にあたって、発注者の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは「廃棄物管理票報告書(様式4)」を提出しなかった場合は、大阪府入札参加停止要綱に基づき措置が講じられる。

(予定価格 2 5 0 万円以下の工事)

様式 1

〇年〇月〇日

発注者名

受注者名

紙マニフェストの交付に関する承諾願

次の理由により産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条の規定に該当し、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難なため、紙マニフェストの交付について承諾願います。

1 理由（該当項目に✓）

- ① 電気通信回線の故障（故障内容 _____）
- ② 天災などやむを得ない事由（ _____ ）
- ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物（ _____ ）が発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。

2 添付書類（様式自由、該当項目に✓）

- 電気通信回線の故障、天災による被災状況を記載した書類
（例：故障写真、被災写真、気象データ、修理見積等の電子マニフェストを使用できない状況を確認できる書類）
- 紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない理由書

3 対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量

（種類： _____ 、排出予定数量： _____ ）

4 紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない期間

（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

〃

(予定価格250万円以下の工事)

様式1-2

○年○月○日

受注者名

発注者名

紙マニフェストの交付に関する承諾願に対する通知

○年○月○日に提出のあった「紙マニフェストの交付に関する承諾願」については、以下のとおり通知します。

(該当項目に✓)

- 承諾します (理由: 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に該当すると認められるため。)

- 不承諾とします (理由: 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に該当すると認められないため。) なお、このまま紙マニフェストを交付すると産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第8条が適用されます。

(予定価格250万円以下の工事)

様式2

〇年〇月〇日

発注者名

受注者名

電子マニフェスト再開の報告書

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に規定する事象が解消されたため、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第5条の規定により次のとおり電子マニフェストの使用再開について報告します。

1 解消された事象（該当項目に✓）

- ① 電気通信回線の故障（故障内容 ）
- ② 天災などやむを得ない事由（ ）
- ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物（ ）が
発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。

2 対象となる産業廃棄物の種類（ ）

3. 電子マニフェスト使用再開日（ 年 月 日）

4 紙マニフェストを交付した排出量と集計書（ ）

5 紙マニフェストを交付した期間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

6 交付した紙マニフェスト番号（ ）

(予定価格250万円以下の工事)

様式3

○年○月○日

発注者名

受注者名

紙マニフェストの交付に関する顛末書

本工事において、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第6条の規定により、発注者に事前に承諾を得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行うこととなった経緯、及び電子マニフェストの加入状況について報告します。

- 1 工事名称 ()
- 2 工期 (年 月 日 ~ 年 月 日)
- 3 産業廃棄物の処理について、発注者の承諾を得ることなく、紙マニフェストの交付により処理した経緯
(産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に該当する場合はその内容を含めて記載すること。)
- 4 紙マニフェストを交付する事由に該当する関係者 [1.受注者、2.収集運搬業者、3.処分業者] の電子マニフェストの加入状況
・未加入者 [1.受注者、2.収集運搬業者、3.処分業者] ※該当する番号に○

(予定価格250万円以下の工事)

様式3-2

○年○月○日

受注者名

発注者名

紙マニフェストの交付に関する顛末書に対する通知

○年○月○日に提出のあった「紙マニフェストの交付に関する顛末書」については、以下のとおり通知します。

(該当項目に✓)

- 承諾します (理由: 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に該当すると認められるため。)

- 不承諾とします (理由: 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に該当すると認められないため。) ので、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第8条が適用されます。

(予定価格250万円以下の工事)

様式4

〇年〇月〇日

発注者名

受注者名

廃棄物管理票報告書

工事の完成に当たり、本工事において交付した全ての廃棄物管理票について、以下のとおり報告します。(該当する全ての項目にチェックします)

工事名：

- 項目1 電子マニフェストを交付しました(表-1を添付)
- 項目2 承諾された紙マニフェストを交付しました(表-2を添付)
- 項目3 不承諾とされた紙マニフェストを交付しました(表-3を添付)
- 項目4 承諾願いを提出していない紙マニフェストを交付しました(表-4を添付)
- 項目5 産業廃棄物を処理しなかったため、電子マニフェスト及び紙マニフェストを交付していません。

〈記入上の留意点〉

- ・項目3に該当した場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第8条が適用されます。
- ・項目4に該当した場合は、必ず「紙マニフェストの交付に関する顛末書(様式3)」を添付すること。
添付しない場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第8条が適用されます。

